

【届出_根拠規範】13_東京都江東区_1_9

江東区心身障害者紙おむつ支給実施要綱

昭和54年4月1日

江厚福発第69号

(目的)

第1条 この要綱は、重度心身障害者（児）（以下「障害者」という。）に対し、紙おむつを支給し、又はおむつの購入費を助成することにより、障害者の保健衛生の向上を図るとともに、介護者の経済的・精神的負担を軽減し、もって障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 紙おむつの支給対象者は、次の要件を全て備えた者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号に規定する生活扶助、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第2項第1号に規定する生活支援給付若しくは介護保険制度によりおむつ代が賄われている者又は江東区寝たきり高齢者紙おむつ支給要綱（昭和53年4月1日江厚福発第6号）による資格要件を備えている者を除く。）とする。

- (1) 区内に住所を有する者（3歳未満の者を除く。）
- (2) 身体障害者手帳1級若しくは2級又は愛の手帳1度若しくは2度の障害を有する者であって、寝たきりの状態又は失禁状態にあり、常時おむつの使用を必要とするもの
- (3) 前年分（1月から8月までの申請については、前々年分）の所得（支給対象者が2歳未満である場合については、その者の生計を維持する扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者であって、主として当該障害者の生計を維持するものをいう。）の所得）が、心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和49年東京都規則第113号）第2条に定める額以下である者
- (4) 前3号に定める者のほか、区長が特に必要と認めた者

(種類、支給量等)

第3条 支給する紙おむつの種類は、テープ止めタイプ、パンツタイプ、パッドタイプ、フラットタイプ及びパッド専用ホルダーとし、対象となる商品名、

枚数等は別に定める。

- 2 紙おむつの1か月の支給量は、別に定める目録の中から選択した商品に係る当該目録に定める点数の合計と60点のうちいずれか少ない点数とする。
- 3 支給対象者が病院に入院中であって、当該病院が指定したおむつ以外の使用が禁止されており、第1項に定める紙おむつを利用できない場合における当該おむつの購入に要した費用の助成に係る助成金の額は、1月当たり7,500円を限度とし、予算の範囲内で支給する。

(申請)

第4条 紙おむつの支給を受けようとする者は江東区心身障害者紙おむつ支給申請書（別記第1号様式）により、前条第3項に規定するおむつ購入費の助成を受けようとする者は江東区心身障害者おむつ購入費助成申請書（別記第2号様式）により、区長に申請するものとする。

(決定)

第5条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、第2条に定める資格要件を速やかに調査のうえ、その適否を決定し、紙おむつを支給するときは、江東区心身障害者紙おむつ支給決定通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知し、申請日以後の直近の支給日から支給を開始するものとし、おむつ購入費を助成するときは、江東区心身障害者おむつ購入費助成資格認定通知書（別記第4号様式）により当該申請者に通知し、申請した月以後に使用したおむつに係る購入費について助成するものとする。

- 2 区長は、紙おむつの支給又はおむつ購入費の助成をしないことに決定したときは、江東区心身障害者紙おむつ支給・おむつ購入費助成却下通知書（別記第5号様式）により当該申請者に通知する。
- 3 区長は、前2項の調査決定に当たり、必要があると認めるときは、当該申請者の居住地区を担当する民生委員の意見を聴くものとする。

(支給等)

第6条 区長は、紙おむつの支給については、区長が別に契約する業者に委託するものとし、第5条第1項の規定による支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）に毎月1回自宅配達する。この場合において、区長は、受給者が自宅以外への配達を希望するときは、受給者の指定する場所に配達する

【届出_根拠規範】13_東京都江東区_1_9

ことができる。

2 第3条第3項に規定するおむつ購入費の請求は、江東区心身障害者おむつ購入費助成金請求書（別記第6号様式）に請求月の前3月分の領収書を添えて請求月の末日までに区長に請求するものとする。この場合において、請求月は4月、7月、10月及び1月とする。

3 区長は、前項の規定により助成金の請求を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、請求月の翌月中旬に助成資格認定を受けた者が指定する口座に助成金を振り込むものとする。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（届出）

第7条 受給者（助成資格認定を受けた者を含む。以下次条において同じ。）

は、決定に係る申請内容に異動を生じたときは速やかに区長に届け出なければならない。

（支給の取消）

第8条 区長は、受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、支給又は認定を取り消すものとする。

- (1) 第2条に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 紙おむつの支給又はおむつ購入費の助成を辞退したとき。
- (3) 江東区心身障害者福祉手当条例（昭和49年10月江東区条例第32号）第2条第2項第3号に規定する施設に入所したとき。
- (4) 介護保険制度に基づく施設、病院等に入所又は入院中で、おむつ代が介護保険制度により給付されているとき。
- (5) 偽り又は不正な手段により支給又は認定を受けたとき。

2 区長は、前項に定める支給又は認定の取消しを決定したときは、江東区心身障害者紙おむつ支給・おむつ購入費助成資格取消通知書（別記第7号様式）により当該受給者に通知する。

（助成金の返還）

第9条 区長は、前条の規定により認定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて助成金の返還を命じなければならない。

2 前項の規定による助成金の返還に係る違約加算金及び延滞金の取扱いについては、江東区補助金等交付事務規則（平成20年3月江東区規則第24号）の定めるところによる。

（守秘義務）

第10条 委託された業者は、本事業により知り得た利用者に関する情報を、関係のない第三者へ漏らし、又は不正な目的に使用してはならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。